

奈良県告示第二百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び奈良市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

奈良県知事 荒井 正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	都市計画の変更に係る土地の区域
大和都市計画道路 三・三・一〇〇号	奈良市八条二丁目、東九条町、大安寺二丁目、大安寺三丁目、大安寺西三丁目、恋の窪一丁目、恋の窪二丁目、恋の窪東町、大森西町及び三条桧町
西九条佐保線	
変更前	奈良市八条二丁目、八条三丁目、八条四丁目、八条五丁目、大安寺一丁目、大安寺二丁目、東九条町、南京終町四丁目、南京終町五丁目、肘塚町、南肘塚町及び南紀寺町一丁目
大和都市計画道路 三・三・五号	
桂木南京終線	
八条紀寺線	
変更後	
大和都市計画道路 三・三・五号	
桂木南京終線	
大和都市計画道路 三・四・一〇一号	奈良市南京終町四丁目
六条奈良阪線	